

独立行政法人国際交流基金 関西国際センターと 大阪公立大学との連携協定書

第1条 独立行政法人国際交流基金 関西国際センター（以下「甲」という。）と大阪公立大学（以下「乙」という。）は、甲乙両機関において、国際文化交流の推進および国際的に活躍できる人材の育成を目的とし、本協定を締結する。

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、それぞれの規程に従い、次の事項について連携協力を行う。

- (1) 学生を対象とした異文化理解および日本語教育に関する相互協力と交流
- (2) 異文化理解および日本語教育を支援するための施設および資料の相互利用

2 前項に掲げる連携協力事項の詳細については、甲乙協議の上、別途定める。

第3条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、満了日の1か月前までに一方から他方に対し書面で更新しない旨を申し入れた場合を除き、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

第4条 本協定は、甲乙の協議により、変更することができる。

第5条 本協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲乙の協議により定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和7年4月1日

(甲)

大阪府泉南郡田尻町

りんくうポート北3-14

独立行政法人国際交流基金

関西国際センター

所長 真嶋 潤子

(乙)

大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号

大阪公立大学

学長 櫻木 弘之